

## **Broad-minded Group**

災害救助法が適用された地域の皆様へ

2011年2月15日

ブロードマインド少額短期保険株式会社 東京都渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル7階 代表取締役社長 五十嵐 正明

## 災害救助法適用地域における特別措置のご案内

この度、災害により被害を受けられた皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

一日も早く復旧されますことを、心よりお祈り申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域の被災契約者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

## <特別措置の内容>

- 1. 保険料払込猶予期間の延長 お申し出により、保険料のお払込みについて猶予期間を最長6カ月間(通常は2カ月間)まで 延長いたします。
- 2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化 お申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡易なお取扱いをいたします。

## <災害救助法の適用状況>

豪雪による適用…平成 23 年 1 月 27 日 (厚生労働省発表)

新潟県:魚沼市、小千谷市、十日町市、長岡市

豪雪による適用…平成23年1月30日(厚生労働省発表)

新潟県:上越市、東蒲原郡阿賀町

豪雪による適用…平成23年1月31日(厚生労働省発表)

新潟県:柏崎市、妙高市、南魚沼市

※なお、最新の災害救助法の適用状況につきましては、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

詳細につきましては、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

ブロードマインド少額短期保険株式会社

契約サービスチーム

電話番号 0120-53-2610(通話料無料)

受付時間 9:00~18:00 (ただし土日祝祭日・年末年始は除きます)

